

京都の福祉

シェアセ運ぶ情報誌

562
2017年
5月

Contents

- 平成29年度
京都府社会福祉協議会 事業計画・予算
- 地域で育てる権利擁護
・ 成年後見制度の仕組みづくり

ひとつなぎ

夢中！ 熱中！ ふくしびと



目には青葉、山ほととぎす初鰹。薫風かおる気持ちの良い季節となった▼木々の緑が色濃くなるこの時期、今からちょうど30年前の1987年5月に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定されたことを思い出す。当時、社会福祉の国家資格といえば、社会福祉主事資格と保母資格（現保育士資格）が主なものであり、医療分野に比べて福祉の分野は国家資格がほとんどなかった。国には、相談援助や介護の仕事の専門性を、医療や看護と同じ国家資格という形で確立しようとする意図があり、福祉の専門職として、社会福祉士と介護福祉士の資格が定められた▼あれから30年、社会福祉の職場は多岐にわたり、福祉の技術や技能も格段に進歩した。資格のあるなしに関わらず、福祉で働く先達の歩みが福祉の仕事の専門性を築き上げ、そこで働く私たちの誇りとやりがいや社会にアピールしてきた▼その結果、福祉で働く職員は大きく増加したが、それでも、国の介護人材需給推計において、8年後の2025年には、全国で38万人が不足すると調査結果が出ている▼これまでも、国や京都府をはじめ福祉業界が一丸となって、福祉人材の確保・育成・定着の取り組みをすすめてきたが、今後、更にその取り組みを強めなければならない▼人材確保は、その人の人生に寄り添う福祉の仕事の魅力や専門性を築き上げる職員育成の取り組みと表裏一体にある。人が人に対して行う仕事の質は、そこで働く個人の力量に大きく左右される。だからこそ、福祉業界あげて資格取得をはじめとした職員の育成に力を入れていく必要がある。今後とも、行政・団体・当事者とともに福祉人材の確保・育成・定着に邁進してまいりたい。（Y-T）

もえぐさ

目には青葉、山ほととぎす初鰹。薫風かおる

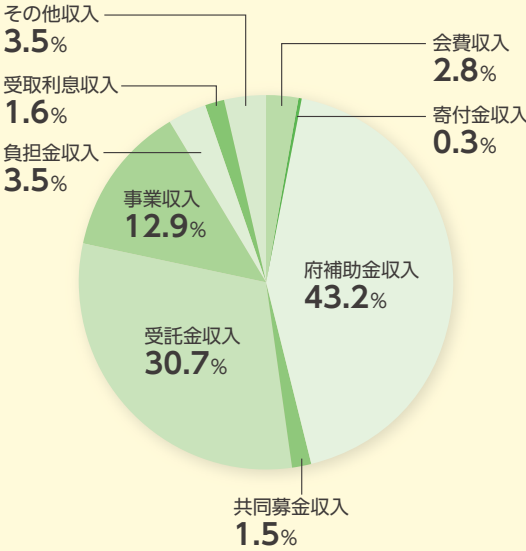
平成29年度 一般会計予算の概要

一般会計 実質収支のまとめ

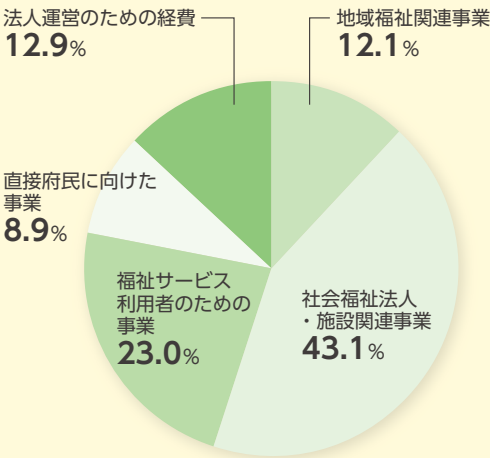
(単位：千円)

	当 初 予算額	前年度 予算額	増 減
事業収入	532,091	483,564	48,527
事業支出	544,506	484,323	60,183
事業収支差額	△ 12,415	△ 759	△ 11,656
その他の収入	12,770	120	12,650
その他の支出	72	72	0
その他の収支 差額	12,698	48	12,650
当期収支差額	283	△ 711	994

収入内訳



支出内訳



2

社会福祉法人との連携・協働と
福祉サービスの質の向上

- 社会福祉法人との協働による「わっかプロジェクト（京都地域福祉創生事業）」の推進
- 福祉サービス苦情解決事業の推進
- 介護・福祉サービス第三者評価事業の推進

3

福祉・介護人材の確保、定着、育成のための
総合的な事業推進

- 福祉人材マッチング事業を中核とする福祉人材確保対策の総合的推進
- 潜在有資格者の新登録システムや貸付制度を活用した事業の推進
- 無資格者に対する事業の展開、新たな広報事業の推進
- 子ども・子育て支援新制度により要請される保育人材確保事業の推進
- 認証制度の普及に伴うキャリアパス対応型研修等の研修体系再編整備
- 行政、養成校、各種団体と連携した事業の取り組みの推進

1

重点事業

「生活に困窮する人の自立支援」と
「社会的孤立を防ぐ取り組み」の一体的な推進

様々な困難を抱え生きづらさを感じている人々の
自立と自己実現

- 生活困窮者をはじめとする社協の総合相談支援、地域連携の仕組みの構築協議
- 生活福祉資金貸付制度における広報の強化、相談支援活動の充実と債権管理の強化
- 自己決定支援を重視した福祉サービス利用援助事業の推進
- 社会的孤立を防ぐ地域づくり、仲間づくり、
新たな仕組みづくり
- 「絆ネット」による福祉のまちづくりの推進
- ボランティア入り口デザインプロジェクトによる市町村社協ボランティアセンター機能の新たな展開への支援
- 社会的包摂をめぐる福祉教育の推進（共生社会・インクルーシブ社会の実現に向けた福祉教育実践研究会の実施）
- 市町村社会福祉協議会における法人後見への支援
- 家計相談支援活動の普及、実施体制の確立
- 「生活困窮社会における地域づくり研究会」の運営、中間報告のとりまとめ

4

「防災・減災のまちづくり」と「被災者・被災
地のニーズに沿った災害支援活動」の推進

- 市町村社協災害ボランティア担当者会議の開催と災害時における要配慮者支援・コミュニケーション機能の発揮に関する検討
- 市町村災害ボランティアセンター間のブロック別相互支援体制の構築
- 京都府災害ボランティアセンターへの参画と事務局運営
- 京都府災害時要配慮者避難支援センターへの参画
- ひと声かけて支えあう―災害時連携NPO等ネットワークへの参画

5

幅広い協働による事業展開

- 社会福祉関係団体との連携促進
- 民生委員・児童委員活動との連携促進
- 共同募金運動への協力・協働

地域で育てる権利擁護

・成年後見制度の仕組みづくり

京都府域における権利擁護・成年後見制度のあり方に関する検討委員会報告書から

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行に伴い、3月24日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。法律では、市町村に基本計画の策定に努めることを求めています。本会主催のネットワーク会議等の場では、市町村の担当者からは、これらにどのように対応するか戸惑いがあると聞きます。

本会はこの成年後見制度利用促進計画の閣議決定に先立って、京都弁護士会、京都司法書士会、京都社会福祉士会、学識経験者、市町村社協の協力を得て「京都府域における権利擁護・成年後見制度のあり方に関する検討委員会」を設置して、検討を行ってきました。検討結果は「報告書」としてまとめ、京都府、府内市町村、市町村社協に提言を行いました。権利擁護・成年後見制度に関する取組みの方向性を紹介します。

増え続ける権利擁護ニーズ

～地域福祉権利擁護事業から
見えてくる課題～

京都府内（京都市除く）における福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）（注1）

の利用は年々増加しています。実利用者数は平成24年度の561名から平成28年度には790名と約1・4倍に増加し、利用待機者も平成24年度の58名から平成28年度では80名と約1・4倍に増加しています。

また、平成25年度より福祉サービス利用援助事業は成年後見制度（注2）に「つなぐ」役割を



担うこととなりました。このことは福祉サービス利用援助の「解約・終了」理由のうち「成年後見制度利用」が25%以上を占めていることから分かります。福祉サービス利用援助事業から成年後見制度にいかに円滑に「つなぐ」仕組みをつくるか、成年後見制度のニーズにいかに対応するかが課題となってきました。このように福祉サービス利用援助事業のみならず、成年後見制度を利用しやすい地域における総合的な権利擁護体制の構築が必要となります。

地域住民の権利擁護ニーズを明らかにする

地域における権利擁護体制の構築に向け、市町村行政には、高齢者・障害者の権利擁護に関する施策づくりが求められますが、まず権利擁護ニーズの実態を把握する取り組みが必要です。また、市町村社協は福祉サービス利用援助事

業における支援実績から把握している課題を明らかにし、施策等に反映させる必要があります。

長岡京市社協では行政、当事者団体、法律関係者、研究者とともに、地域における権利擁護・成年後見制度に関するアンケート調査を管内の高齢者関係事業所、障害者関係事業所の相談職を対象に実施しました。また、当事者にインタビュー調査を行うことで、関係者、当事者が何に困っているか、どのような問題があるかを質的にも可視化して、地域における課題を明確にしました。この調査を行うことで、福祉サービス利用援助事業からだけでは把握することのできない、地域における多様な生活問題を関係機関が共有するとともに、住民の困りごとを知ることとなりました。特に当事者の声を把握することは権利擁護の推進のためには非常に大切なことです。

相談機能の発揮

～成年後見支援センター（仮称）
の設置～

市町村は、地域の困りごとを解決する責任主体として、成年後見制度に関する相談機能の必要性を地域福祉計画に位置づけるとともに、権利擁護・成年後見制度の専門相談を行う、成年後見支援センター（仮称）の設置の施策化を行うことが求められています。

市町村社協は、法人後見を実施するとともに、成年後見支援センター（仮称）を市町村が設置

する際は受託の検討をする必要があります。

本会では法人後見受任のマニュアル作成や育成機能などのバックアップ機能を持つとともに、法人後見実施社協（注3）への支援、地域における権利擁護体制づくりの研究を継続して行う必要があります。

◇ ◇ ◇

全ての府民が安心して暮らすことができる権利擁護体制づくりを目指して、本会では「第4次中期計画（2015年度～2019年度）」で、「社会的孤立を防ぐ地域づくり・仲間づくり・新たな仕組みづくり」を掲げています。その中で、重点的に取り組む事項として「社協における法人後見の推進を図る」ことを取り上げています。そして、「すべての市町村社協が法人後見に取り組み」、「法人後見監督体制のあり方を検討し、府社協として具体的な対応を行う」、「社協と後見活動に取り組むNPO等との連携を図り、権利擁護体制を整える」ことを目標にしています。

本会では関係機関と連携、協議を図り、たとえ認知症や障害等が原因で判断能力に不安があっても、誰もがあらゆる権利擁護に関わる福祉サービスを等しく利用できるよう、第4次中期計画に基づき事業を推進します。

さらに、地域住民、専門職、関係団体等が協働し、誰もが判断能力に不安があっても安心して暮らすことのできる支えあいの仕組みづくりを目指し、府民の皆様にとって有益な制度、施策につなげることができるよう、京都府行政を

はじめ、関係機関と継続的に連携、協議をすすめていきます。

この報告書が京都府内全ての市町村における権利擁護、成年後見制度に関する事業の円滑な推進を目指す検討、協議に役立つことができれば幸いです。

（注1）

判断能力に不安を抱える高齢者、障害者等に、①福祉サービスの利用援助、②日常的な金銭管理、③日常的な金銭管理に伴う通帳等の預かり、④紛失防止のための書類の預かりを行う事業です。

（注2）

認知症、知的障害、精神障害等のある方で判断能力に不安がある場合に、その不安を法的に支援する制度です。家庭裁判所が関わり身上監護や財産管理などを親族や第三者である弁護士などが行います。判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

（注3）

成年後見制度においては、多くの場合、親族または弁護士などの専門職個人が成年後見制度を必要とする方々を法的に支援しますが、法人後見実施社協は社協が法人として支援をします。

夢中! 熱中! ふくしびと

だから続けたい この仕事

福祉の現場で働く人たちの熱い想い・メッセージを伝えるコーナーです。京都府内で“熱い福祉”を“夢中”で実践している方々にスポットをあてて、元気や楽しさ、やりがいを“生”の声でお届けします。

奥田 幸輔さん おくだ こうすけ
施設名 社会福祉法人 久御山町社会福祉協議会
 〒613-0043
 京都府久世郡久御山町島田ミスノ11番地
HP/URL : <http://www.kyoshakyo.or.jp/kumiyama/>
TEL 075-631-0022 **FAX** 075-632-3001
職種 : 福祉サービス利用援助事業 専門員
経験年数 : 4年
 ★好きな言葉 : かつこ悪い、これは恥ずかしいっていうことを頑張って“やらない”だけで、良い人が周りに増えていくから。
 ★夢中になっている事 : カメラ持って外出



困難を抱えた方のそばでできることを

★**仕事を始めたきっかけは?**
 就職活動をしていた時、たまたま目にした新聞記事で募集をしていたことがきっかけでした。もともと福祉について学んだことはない素人でしたが、思い切ってやってみようと思い入職しました。以来、地域福祉権利擁護事業、住民参加型在宅福祉サービス、子育て支援・母子児童関係、災害ボランティアセンター関係などに携わらせていただいています。

★**仕事の内容とやりがいは?**
 やりがいを感じる時は、やはり問題や課題をクリアした時です。例えば地域福祉権利擁護事業の仕事では、判断能力の面でどうしても自身だけでは金銭管理が難しい方が問題を乗り越えて解決に至った瞬間に携わった時です。そういう瞬間がない方であっても、地域で安定した生活を送れるようになってきた時は、素直に「良かった」と思えます。また昨年度は熊本地震の支援で熊本県西原村へ行ったり、その年度には久御山町社協で常設の災害ボランティアセンターを置いたりいろいろな仕事に関わることができました。日々不安の尽きない仕事内容ですが、この3年あまりいろいろな経験を積ませていただきました。



★**プライベートの過ごし方は?**
 休みの日は外に出ていることが多いです。体を動かすことが好きなので、スポーツジムへ通ったり、友人と会っては遊んだりしていますね。そこで刺激やエネルギーをもらって蓄え、仕事に生かされるかなと思っています。

★**今後の目標(抱負)は?**
 生まれも育ちも久御山ではないですが、ここに住む一人一人の声に耳を傾けていければと思います。様々な立場の方々と連携し、「関わってもらって良かった」と思っていたようなことができればと考えています。



つなぎと

最終回

日常の暮らしの中にあるつながりを見つめ結びなおす「絆ネット」の取り組みをエピソードを通してつづります。

○2つのエピソードから

①今の地域に引っ越しをしたころ、2歳の娘はイヤイヤ期の真っ盛り。何をしても「自分で!」の大泣き大泣きの毎日でした。ある日、近所から「最近子どもの泣き声がよく聞こえるから虐待があるのでは」という噂を聞いたよ」と言われました。周りの人は知らない人ばかり。誰がそんなことを言っているのか、それが私のことなのかよくわからなかったのですが、自分の子育てが否定されているように感じ、なんとなく外に出ることや近所の人に見られるのが怖くなりました。

②近所で孤独死があったことをきっかけに見守り隊を結成し、対象の方を中心に見守り活動を行っています。昨年の年末に見守りをしている方に見守り隊のメンバーで年賀状を一枚一枚手書きし、送りました。年が明けて、一通のはがきが集会所に届いていました。そこに一言「この地域に住んでいてよかったで

「この地域に住んでいてよかった」

す」と書いてありました。活動しているメンバーで感激し活動の意義をあらためて共有していました。

○**顔の見える関係と対話がつながりを深める**
 さて、この2つのエピソードからみなさんはどのように感じられたでしょうか。

どちらのエピソードも見守り活動が行われている地域の話。しかし、①は否定されていると感じ、②は存在を認められ安心を感じています。その違いは为什么呢。そこには、顔の見える関係や対話があるかということ。①のエピソードのように、子育てに悩むお母さんの不安に寄り添う顔の見える関係がないと、その見守りは監視のように感じ、孤立や拒否を生むことさえあります。「私がここで見ています。いつでも何かあれば声をかけてください」として、「助けて!困っています!」そう言いあえる対話があれば、結果は変わってきます。①のお母さんは、近所の人と関係ができた後は、あいつさつされることや子どものことがたいと感じるようになったと言います。最近では、ロボットや有料の

サービスを使った見守りもできます。しかし、地域での見守り活動は見守りだけが目的ではなく、人と人のつながりをつくり深めるための手段になります。そして、生活の場を共にする住民同士が地域の生きづらさを学び、自らの解決力をつけていくことにつながることに意味があります。①のエピソードのお母さんは、自分が感じた思いをきっかけに小さい子をもつ母親への言葉かけや悩みを聞くようになったと言います。世代や時間を超えて理解し合い支え合うことが地域ではできるので。また、②のエピソードのように地域住民による見守りは「支援する側」「される側」という一方的な関係だけではなく、見守りの対象となった方は見守ってもらえることに安心や自分の存在を誰かが認めてくれていると感じ、見守る側は「ありがと」の一言で、自分たちの役割を感じ、活動を続けることにつながっています。たとえば、支援される側とされている方にも、地域での暮らしの中では、その人らしい形で参加することができ、役割を發揮し、輝く場面があるのです。

「この人たちがいてくれるから何かあったとき安心」「自分もこの一員として認められている」と感じることができると、安心して暮らし続けることを支える力になります。誰もがここに住んでいてよかったと思えるような地域づくりをこれからも一緒に考えていきます。

(おわり)

京都府社協

新入職員紹介

平成29年4月1日付けで採用になった新入職員を紹介します。



この たくや
河野 拓也
民生課主事

4月より民生課でお世話になることになりました。京都府社協の一員として誰もが安心して暮らすことができる地域を目指し、業務に取り組んでいきます。皆様からのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



はし きょうへい
橋尾 恭平
地域福祉・ボランティア振興課主事

京都で生活する方々が「自分らしく笑顔で暮らす」ことができるよう、自分にできることを精一杯努力させていただきます。ご迷惑をお掛けすると思いますが、何卒、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

京都府社会福祉協議会 からのお知らせ

案内

福祉施設の新設、増改築、設備整備等への 融資金（貸付金）が新しくなりました

平成29年4月1日より新たに据置期間を新設し、借入額に応じた償還期間（最長20年）を設定しました。福祉施設の新築、増改築、設備整備をお考えの際は、是非融資金をご活用ください。

- **貸付対象法人** 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設を経営する社会福祉法人、宗教法人、一般社団法人及び一般財団法人で、府の区域（京都市を除く。）内に設置し、又は設置しようとする者
- **借入限度額** 原則5,000万円
- **償還期間** 500万円以下の場合5年以内、500万円を超え1,000万円以下の場合10年以内、1,000万円を超え1,500万円以下の場合15年以内、1,500万円以上20年以内
- **据置期間** 償還期間5年以内の場合は1年以内、償還期間が5年を超え20年以内の場合は2年以内

【問い合わせ先】

総務課 TEL.075-252-6291

FUKUSHI就職フェアを開催します！

介護や福祉の仕事をしたい方、就職のチャンスです。ぜひご参加ください！

- **日時** 6月17日（土）12:00～17:00
- **会場** みやこめっせ3階 第3展示場（市営地下鉄「東山」駅下車徒歩8分）
- **対象** 福祉職場への就職を希望する一般・学生（来年3月卒業予定）の方

保育園就職フェアを開催します！

保育の職場で働きたい方、就職のチャンスです。ぜひご参加ください！

- **日時** 6月24日（土）12:30～16:00
- **会場** みやこめっせ3階 第3展示場A（市営地下鉄「東山」駅下車徒歩8分）
- **対象** 保育職場への就職を希望する一般・学生（来年3月卒業予定）の方

【問い合わせ先】 京都府福祉人材・研修センター TEL.075-252-6297

安心して暮らせる地域づくりのパートナー

京都府社協では、賛助会員を募集しています！

本会は社会福祉法に基づき設立された

社会福祉法人です。京都府の地域福祉を推進する民間団体として「福祉で地域づくり」を合言葉に、住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる、そんなまちづくりをめざし諸事業に取り組んでいます。ご理解の上、ぜひ本会の「賛助会員」としてご支援ください。

会費額（年額）

- **賛助会員** 個人1□5,000円、法人1□10,000円で希望□数

<賛助会員の特典>

- 京都府社会福祉協議会発行の機関紙「京都の福祉」（年8回発行）をお送りします。府内の福祉の最新情報がお手元に届きます。
- 全社協出版部発行の福祉図書が割引価格で購入できます。
- 社会福祉大会など本会主催の講演会等のご案内を差し上げます。

賛助会員についてのお問合せ・お申込先

総務課 TEL.075-252-6291

FAX.075-252-6310

HP <http://www.kyoshakyo.or.jp/introduction/introduction4/post-2.html>



- 本会へのご意見等は、下記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。

<http://www.kyoshakyo.or.jp>

京都府社協

検索



本紙は、共同募金の配分金によってつくられています。

平成29年度 社会福祉施設 総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために！

プラン1 施設業務の補償（賠償責任保険、動産総合保険）

1 基本補償（賠償・見舞）

▶ 保険金額			
賠償事故	対人賠償（1名・1事故）	基本補償（A型） 2億円・10億円	見舞費用付補償（B型） 2億円・10億円
	対物賠償（1事故）	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円	200万円
	うち現金補償限度額（期間中）	20万円	20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失（期間中）	1,000万円	1,000万円
	事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円
	被害者対応費用（1名につき）	死亡10万円 後遺障害0.3～10万円 入院時3万円 通院時1万円 （1事故で10万円限度）	死亡10万円 後遺障害0.3～10万円 入院時3万円 通院時1万円 （1事故で10万円限度）
傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5～7万円 通院時1～3.5万円	

▶ 年額保険料（掛金）		
補償基本A型	定員	基本補償（A型）
	1～50名	35,000～61,460円
	51～100名	68,270～97,000円
付見舞補償B型	以降1名～10名増ごと	1,500円
	基本補償（A型） 保険料	+
		【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

◆ 加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。



です。

充実した補償と
割安な保険料

スケールメリットを活かした

◆ 29年度新設 看護師の賠償責任補償（プラン1-①オプション2）

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約（「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」）です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉
TEL：03(3349)5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3を除きます。）

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763